

年に1度 受けよう健診！ 「特定健康診査・健康診査」は10月31日(火)までです

健診を受けることで、自分自身の健康状態を確認することができ、生活習慣病の予防や早期発見にもつながります。通常1万円相当の健診を、年に1度下記費用で受けられますので、ぜひこの機会に健診を受けましょう。なお、例年10月は、どの医療機関も大変混み合いますので、早めの受診をお勧めします。

対象／特定健診＝鴻巣市国民健康保険に加入している40歳以上の方
健康診査＝後期高齢者医療制度に加入している方

実施医療機関／市が指定した実施医療機関 ※詳細は広報かがやき5月号又は市ホームページをご覧ください。実施医療機関以外では受診できません

健診内容／診察、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、眼底検査（前年度の特定健診の結果・性別・年齢等を踏まえ、医師が判断して実施）

※腹囲、眼底検査は特定健診のみ

費用／特定健診＝1,000円、健康診査＝無料

持ち物／受診券、健康保険証（受診券がない方はお問い合わせください）

問い合わせ／国保年金課国保給付担当（内線2654・2655）



鴻巣市国民健康保険データヘルス計画（第1期）（案） についての意見を募集

国民健康保険加入者の健康保持増進と医療費適正化を目指し、特定健診結果やレセプト（医療機関が保険者に対して請求する明細書）の情報を活用分析し、効果的な保健事業を実施するために、鴻巣市国民健康保険データヘルス計画を策定する予定です。この計画（案）について、皆さんからの意見を募集します。

募集期間／10月16日(月)まで

対象／市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所を有する方

閲覧場所／国保年金課、本庁舎・両支所市政情報コーナー、各公民館、市ホームページ

提出方法／閲覧場所に備えの意見書（市ホームページにもあります）に意見のほか、住所・氏名・電話番号を記入のうえ、持参・郵送・FAX・メールで国保年金課（〒365-8601中央1-1・FAX541-1328・メールkokunen@city.kounosu.saitama.jp）

提出に対する回答／個別の回答は行いません。結果を市ホームページ等でお知らせします

その他／個人情報とは本件以外の目的では使用しません

問い合わせ／国保年金課国保給付担当（内線2654）

国民健康保険被保険者証を更新

更新日／10月1日(日)

有効期限／現在使用している国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は9月30日(土)です。更新後の有効期限は平成30年9月30日（1年間）ですが、年度途中で75歳になる方は、誕生日の前日までとなります。また、外国人で在留期限がある場合は、その翌日までとなります

被保険者証の送付／9月下旬までに、世帯主へ加入者全員分を送付 ※9月29日(金)までに新しい保険証が届かない場合はお問い合わせください

注意／有効期限を過ぎた保険証は細かく断裁し処分するか、国保年金課へ返還してください。就学中の特例申請により保険証（マル学）の交付を受けている方は、申請が必要です

職場の健康保険等に加入した方／国保年金課又は両支所福祉グループに、職場の健康保険証等・国民健康保険証・本人確認書類・対象者と世帯主のマイナンバーを確認できるものを持参し、資格喪失の手続きをしてください

問い合わせ／国保年金課保険担当（内線2652）